第七十三条	法第百十条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百十条第一項
	第六十二条	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する第六十二条
第七十四条（見出しを含む。）	法第百十条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百十条第一項
第七十四条	第七十六条及び第七十七条第二項	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する第七十六条及び第七十七条第二項
第七十五条（見出しを含む。）	法第百十条第一項本文	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百十条第一項本文
第七十六条	法第百十条第一項の	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百十条第一項の
	前条第一号	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する前条第一号
	前条第二号	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する前条第二号
	法第百十条第一項に	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百十条第一項に
	次条第二項及び第七十九条	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する次条第二項及び第七十九条
	法第百十条第一項ただし書	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百十条第一項ただし書
第七十七条（見出しを含む。）	法第百十条第一項ただし書	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百十条第一項ただし書
第七十八条	法第百十条第二項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百十条第二項
第七十九条	法第百十条第三項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百十条第三項